

粉じん障害防止規則及び鉱山保安法施行規則における粉じん濃度の測定・評価及び評価結果に基づく措置等の比較

資料3-2

令和2年10月

規制対象エリア	規制の概要		粉じん障害防止規則	鉱山保安法施行規則	備考	
坑外/ 屋内	粉じん濃度の測定・評価、措置	測定	粉じん濃度と遊離けい酸の含有率の測定	第26条	第10条第4号	
		評価	粉じん濃度と遊離けい酸の含有率の測定結果の評価(管理区分への区分)	第26条の2	第10条第5号	
		措置	第3管理区分の作業場は、直ちに、作業環境を改善し第1管理区分又は第2管理区分となるよう、粉じん濃度の改善を行う	第26条の3第1項	第10条第6号	
			第3管理区分の作業場は、直ちに、作業環境を改善し第1管理区分又は第2管理区分となるよう、粉じん濃度の改善を行った場合には、効果を確認するため測定と評価を行う	第26条の3第2項	第10条第7号	
			第3管理区分の作業場は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他必要な措置を講じる	第26条の3第3項		
		第2管理区分の作業場は、粉じん濃度の改善を行うよう努める(努力義務)	第26条の4	第10条第9号		
	記録の保存	測定、評価の記録の保存(7年間)	第26条第8項、第26条の2第2項	第10条第10号		
呼吸用保護具の使用 (※)	別表第三に掲げる作業(第2項に規定する作業を除く)に従事させる場合、労働者に有効な呼吸用保護具を使用		第27条第1項	第10条第2号 次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用 ・JIS T8151に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具 ・JIS T8157に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具	鉱山保安法施行規則では、坑内外や作業の種類等に応じた使用する呼吸用保護具の種類は指定はない	
	第七条、第八条、第九条第一項、第二十四条第二項ただし書及び前二項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたとき、当該呼吸用保護具を使用		第27条第3項			
坑内/ トンネル内	粉じん濃度の測定・評価、措置	測定	粉じん濃度(と遊離けい酸の含有率:従来は鉱山保安法施行規則のみ)の測定	第6条の3第1項、第2項の改正(大臣の定めるところにより、測定場所は切羽近接場所及び遊離けい酸の含有率の測定)	第10条第4号	
		評価	大臣の定めるところにより(ガイドラインの粉じん濃度の目標レベルと比較し)評価	第6条の3第1項の改正		
			粉じん濃度と遊離けい酸の含有率の測定結果の評価(管理区分への区分)		第10条第5号	
		措置	測定結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じる	第6条の4第1項		
	措置を講じたときは、大臣の定めるところにより粉じん濃度の測定を行う		第6条の4第2項の追加			
		第2管理区分又は第3管理区分の作業場は、粉じん濃度の改善を行うよう努める(努力義務)		第10条第9号		
	記録の保存	測定、評価の記録の保存(7年間)	第6条の4第3項の追加	第10条第10号		
周知	前項各号の掲げる事項(測定の日時、方法、結果等)の労働者への周知		第6条の4第4項の追加			
呼吸用保護具の使用 (※)	別表第三に掲げる作業(第2項に規定する作業を除く)に従事させる場合、労働者に有効な呼吸用保護具を使用		第27条第1項	第10条第2号 次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用 ・JIS T8151に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具 ・JIS T8157に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具	鉱山保安法施行規則では、坑内外や作業の種類等に応じた使用する呼吸用保護具の種類は指定はない	
	以下の作業に従事する場合、大臣の定めるところにより、粉じんの濃度及び遊離けい酸濃度の測定結果に応じて、労働者に有効な(令和2年7月20日厚生労働省告示第265号に規定)電動ファン付き呼吸用保護具を使用 ・ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を動力を用いて掘削する場所における作業 ・ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を動力を用いて積み込み、又は積み卸す場所における作業 ・ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業		第27条第2項の改正			
	第七条、第八条、第九条第一項、第二十四条第二項ただし書及び前二項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたとき、当該呼吸用保護具を使用		第27条第3項			

規制対象エリア	規制の概要		粉じん障害防止規則	鉱山保安法施行規則	備考
(参考) 粉じん濃度の 目標値	目標値		「 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> 」(令和2年7月20日改正厚生労働省) ・ <u>3mg/m3以下→2mg/m3以下に改正</u> (令和2年7月20日)	「 <u>鉱山における粉じん濃度測定マニュアル</u> 」(平成22年8月経済産業省) ・坑内での粉じん濃度の目標値として、「 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> 」にある3mg/m3を引用	
	目標値を超える場合の措置、目標値の位置づけ		「 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> 」 ・目標レベルを超える場合は点検を行い、必要な措置を講じる	「 <u>鉱山における粉じん濃度測定マニュアル</u> 」 ・自らの作業環境をどう維持していくかという目標の位置づけ	

(※)「吸着用保護具の使用」については、粉じん障害防止規則と鉱山保安法施行規則で規制内容が異なるため、「規制の概要」は粉じん障害防止規則の規定を記載。

○赤字下線部は、今回の厚生労働省による粉じん障害防止規則の改正箇所(令和2年6月15日厚生労働省令第128号)。